

高齢者虐待防止に関する指針

【阿蘇市社協ヘルパーステーションあそ】

(虐待の防止に関する基本的考え方)

第1条 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

高齢者虐待の区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事	・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる・怒鳴る、ののしる、悪口を言う・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事	・日常生活に必要な金銭を渡さない使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等
ネグレクト (介護や世話の放棄・放任)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し高	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていない事で空腹状態が長時間にわた

	高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事	って続く、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護や医療サービスを相応の理由なく制限するなどして使わせない等
--	--	---

その他の事例区分	内容	具体例
セルフネグレクト (自己放任)	高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などの為、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態	・ものごとや自分の周囲に関して極度に無関心になる ・何を聞いても「いいよいいよ」と言って遠慮をするなど、あきらめの態度がみられる ・室内や住居の外にゴミがあふれている、異臭がする、虫が湧いている状態 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている等
DV (ドメスティックバイオレンス)	配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力	・身体的暴力・精神的暴力 ・経済的暴力・性的暴力 ・社会的暴力

(虐待防止検討委員会その他の組織に関する事項について)

第2条 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成する。

なお、本委員会の運営責任者は虐待防止担当者（管理者）とし、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とする。また、虐待防止責任者（以下責任者）は在宅支援課長とし、在宅支援課合同委員会を実施する。

2 当事業所の身体拘束適正化委員会と一体的に行う。また、当法人の局会議に担当者または責任者は参加して報告し情報共有を行う。

3 虐待防止検討委員会は、毎月1回開催する。

4 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底する。

2 実施は年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4条 虐待等が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役の如何を問わず、厳正に対処する。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条 職員が利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、当該法人事務局長に相談する。

2 担当者は、相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、当該法人事務局長が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し速やかに市に通報しなければならない。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

5 虐待を行った者へは、対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じる。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6条 利用者又はご家族に対して、管理者は利用可能な成年後見制度について説明し、そ

の求めに応じ、地域包括支援センター等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

第7条 虐待等の苦情相談については、担当者は寄せられた内容について責任者に報告する。

当該担当者が虐待等を行った者である場合には、当該法人事務局長に相談する。

2 相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。

4 相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

第8条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

（その他虐待の防止の推進のために必要な事項）

第9条 第3に定める研修会のほか、地域包括支援センターや福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則 この指針は、令和5年 2月1日より施行する